

保護者・関係者の皆様へ

お子さんの就学に向けて、ご心配なことはありませんか？

～お子さんに合った学びの場を見つけましょう～



1. 就学相談について

お子さんの就学をひかえ、「勉強についていけるかな?」「落ち着いて生活できるかな?」「身の回りのことは自分でできるかな?」「お友達と仲良くできるかな?」など、ご心配なことはありませんか?市教育委員会では、お子さん一人一人が、自分の持てる力を発揮し、自立に向かって充実した学校生活が送れるよう、就学をサポートしています。

就学相談とは

健康課(保健師)を通して保護者の方から相談の希望をうかがい、市教育委員会が就学相談を実施しています。障がいがあったり、発達障がいが気になるお子さんが就学するにあたって「どのような支援をどれくらい必要とするか」「より力を伸ばすことのできる環境、安心して通える場所はどこか」を保護者の方と一緒に考えていくことを目的としています。就学相談では、保護者の方や担当保健師から、お子さんの成育歴や生活状況をうかがうほか、実際にお子さんの様子を見たり、必要に応じて心理検査等を実施することもあります。

2. 障がいのあるお子さんの多様な学びの場について

小・中学校及び特別支援学校では、発達障がいを含めた障がいのあるお子さん一人一人のうま〜くいっているところを生かしながら、お子さんの状態に応じた支援を行っています。

(1) 特別支援教育とは

「特別支援教育」とは、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。平成19年4月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障がいのある幼児児童生徒の支援をさらに充実していくこととなりました。(文科省HPより)

◆多様な学びの場があります

- ・特別支援学校
- ・特別支援学級
- ・通級による指導
- ・通常の学級

◆特別支援教育の対象となる障がいの一覧

	特別支援学校	特別支援学級	通級による指導
対象となる障がい	視覚障がい 聴覚障がい 知的障がい 肢体不自由 病弱	視覚障がい 聴覚障がい 知的障がい 肢体不自由 病弱 言語障がい 自閉症・情緒障がい	視覚障がい 聴覚障がい 肢体不自由 病弱 言語障がい 自閉症・情緒障がい 学習障がい(LD) 注意欠陥多動性障がい(ADHD)

(2) 多様な学びの場について



① 特別支援学校とは

対 象	人との関りや日常生活全般に頻回な援助を必要とするお子さん
学級定員	6名
特 徴	<ul style="list-style-type: none"> 生活に生かすことができるよう各教科の内容を充実させています お子さん一人ひとりの障がいの程度をふまえ、段階的に指導しています

◆特別支援学校一覧

障害種別	学校名	設置学部	所在地	寄宿舍	スクールバス
視覚障害	盲学校	幼・小・中・高・高専	宇都宮市	○	○
聴覚障害	聾学校	幼・小・中・高	宇都宮市	○	○
知的障害	今市特別支援学校	小・中・高	日光市		○
	宇都宮青葉高等学園	高	宇都宮市		
肢体不自由	のざわ特別支援学校	小・中・高	宇都宮市	○	○
	わかくさ特別支援学校	小・中	宇都宮市		
	栃木特別支援学校	小・中・高	栃木市	○	
病 弱	岡本特別支援学校	小・中・高	宇都宮市		
	足利特別支援学校	小・中・高	足利市		

② 特別支援学級とは

対 象	人との関りや日常生活に一部援助を必要とするお子さん
学級定員	8名
利用時間	交流・共同学習以外の時間
特 徴	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのあるお子さんのために障がい別に置かれる学級で、主に知的障害の学級と自閉症・情緒障害の学級があります 障がいの状態に応じて内容が工夫され、ペースも個別に合わせながら学習ができます お子さんの状況によりますが、通常の学級における交流及び共同学習を音楽や体育等の時間に行うことが多いです



③ 通級による指導とは

対 象	通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするお子さん
利用定員	10名まで ※個別～小集団での指導が基本
利用時間	週 8 時間 以下
特 徴	<ul style="list-style-type: none">ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、一部特別な場(特別支援学級や通級指導教室)に通って、障がいの状態に応じた学習を行う教育形態です教科の勉強を補うのではなく、基本的に自分の障がい特性を理解しながら、よりよく学習や生活をしていくための知識や技術や習慣を身につけていけるための指導を行います

④ 通常の学級とは

学級定員	35 名
特 徴	<ul style="list-style-type: none">クラス全体を指導しながら、お子さん一人ひとりの状態に応じた支援ができるように工夫しています身の回りのことが一人でできること、学習や生活を集団で行えることを前提としたスケジュールになっています。(小学校の基本的なスケジュール・・・45 分×5～6時間授業/授業の合間は 10 分(トイレや体育着への着替え、移動も含む)/給食は準備 20 分、食事 20 分)



3. 就学までの流れ

特別支援学校・特別支援学級・通級による指導を利用するためには事前の申請が必要です。いつどんな手続きが必要になるかについては、次ページの「就学までのスケジュール」をご確認ください。

就学前に決めた学びの場は、小学校～中学校を通して固定されるわけではありません。入学後にも、お子さんの状態の変化に合わせて学びの場や利用方法を柔軟に見直すことができます。学びの場の変更は、原則として年度ごと(次の年度の 4 月から)の切り替えになります。その際、市教育委員会へ事前に申請し判断を受ける必要がありますので、通われている学校へお早めにご相談ください。

就学までのスケジュール

これよりも早い時期から相談を始めることもできます。

6月～	<p>○就学相談の開始 市教育委員会の担当者と就学に関する相談を開始します</p> <ul style="list-style-type: none">*必要に応じて、就学先の学校を見学することもできます*特別支援学校では、学校見学会と体験学習を例年6月頃から実施しています特別支援学校への入学を検討されている方(※1)は、必ずご参加ください*病院での診断結果・検査結果などがあれば、用意しておくともスムーズです
10月～	<p>○就学時健康診断 お子さんの健康状態を確認するため、入学予定の小学校で行います</p> <ul style="list-style-type: none">*視力や聴力の再検査や虫歯の治療が必要な場合等は、医療機関の受診を勧められることがあります <p>○就学先の申請 就学先(どの支援を利用するか)の希望を健康課(担当保健師)に伝えます</p> <ul style="list-style-type: none">→健康課がお子さんの『教育支援申請書』を作成し、市教育委員会へ申請します→市教育委員会が教育支援委員会(※2)を開き、お子さんの就学先を判断します
11月	
12月	<p>○就学先の決定 市教育委員会から判断結果が送付されます</p> <ul style="list-style-type: none">*就学相談を再度実施することもできます*お子さん、保護者、健康課、市教育委員会等で話し合い、お子さんに必要な支援について合意形成を図ります
1月	<p>○入学通知の送付 市教育委員会または県教育委員会から入学通知が送付されます</p>
2月頃	<p>○入学説明会</p>
4月	<p>○入学</p>

※1:特別支援学校(知的障害)に入学する場合…療育手帳の写しもしくは医師の診断書が必要になります。療育手帳は、申請から取得までに2～3か月かかる場合がありますので、お早めの準備をお願いします。(療育手帳の申請先:日光市役所1F 社会福祉課)

※2:教育支援委員会…医療・福祉・教育の各分野から専門の委員が集まってつくる組織です。お子さんの就学先について総合的な見解を示します。



就学に関してご心配なことがありましたら、下記までご相談ください。

◆お問合せ先◆

日光市教育委員会事務局 学校教育課「就学相談」担当
日光市今市本町1番地(日光市役所東庁舎2階)
TEL:0288-21-5181 平日8:30~17:15